



金 沢 市 公 報

号外第5号の9

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規 則		○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則	
○金沢市財務規則の一部を改正する規則		(総務課)	4
(財政課)	1	○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正	
○金沢市契約規則の一部を改正する規則		する規則	(税務課) 4
(監理課)	3		

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第18号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の5」を「第2条の6」に改める。

第2条第1号中「歴史都市推進室、美術工芸大学法人化準備室」を「新幹線開業対策室、歴史都市推進室」に改め、「市立病院事務局」の次に「金沢西部図書館開設準備室」を加える。

第1章中第2条の5の次に次の1条を加える。

(財務会計主任)

第2条の6 課に財務会計主任を置く。

- 財務会計主任は、上司の命を受けて、課の財務事務及び会計事務の執行に関し、課員を指導し、及び監督する。
- 財務会計主任は、課長を補佐する職務にある職員のうちから、市長が任命する。
- 市長の事務部局以外の事務部局の職員は、前項の規定により財務会計主任に任命された場合においては、この職にある間、市長の事務部局の職員に併任されたものとみなす。

第57条第1項第3号及び第4号中「ものづくり政策課」を「ものづくり産業支援課」に改める。

第66条第2項第4号中「除く。）」の次に「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定による子ども手当(職員に支給するものを除く。）」を加え、同条第3項第1号中「児童手当で」を「子ども手当で」に、「給与(報酬)及び児童手当支出調書」を「給与(報酬)及び子ども手当支出調書」に改め、同項第3号中「給与(報酬)及び児童手当支出調書」を「給与(報酬)及び子ども手当支出調書」に改め、同条第4項第1号中「給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証」を「給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証」に、「給与及び児童手当支給別明細書」を「給与及び子ども手当支給別明細書」に改め、同項第2号中「給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証」を「給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証」に改める。

第70条第17号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第20号を削る。

第72条第2項第1号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第74条の見出しを「(給与及び子ども手当支出調書等)」に改め、同条第1項中「児童手当を」を「子ども手当を」に、「給与(報酬)及び児童手当支出調書、給与(報酬)及び児童手当前渡請求及び領収証及び給与及び児童手当支給別明細書」を「給与(報酬)及び子ども手当支出調書、給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証及び給与及び子ども手当支給別明細書」に改め、同条第2項及び第3項中「給与(報酬)及び児童手当支出調書、給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証」を「給与(報酬)及び子ども手当支出調書、給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証」に改める。

第75条第1項中「児童手当の」を「子ども手当の」に、「児童手当を」を「子ども手当を」に、「給与（報酬）及び児童手当領収証」を「給与（報酬）及び子ども手当領収証」に、「給与及び児童手当支給別明細書」を「給与及び子ども手当支給別明細書」に改める。

第294条中「農林部長と」の次に「、健康推進部所管事務の処理についての局長は健康推進部長と」を加える。

別表第1甲表中

ものづくり 政策課	ものづくり 政策課長	ITビジネスプラザ武蔵の使用料並びに市民講座等の 受講及び機器の利用等に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を
--------------	---------------	--	------	---

ものづくり 産業支援課	ものづくり 産業支援課 長	ITビジネスプラザ武蔵の使用料並びに市民講座等の 受講及び機器の利用等に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
----------------	---------------------	--	------	----

環境指導課	環境指導課 長	ア 廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収 入に関する事務 イ 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守 点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手 料の収入に関する事務	所属職員	を
-------	------------	---	------	---

環境指導課	環境指導課 長	ア 廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収 入に関する事務 イ 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守 点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手 料の収入に関する事務 ウ 汚染土壌処理業許可申請等に係る手数料の収入に 関する事務	所属職員	に、
-------	------------	--	------	----

市街地再生 課	市街地再生 課長	市街地再開発事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	を
------------	-------------	------------------------	------	---

市街地再生 課	市街地再生 課長	市街地再開発事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	に、
道路建設課	道路建設課 長	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に 基づく宅地造成の許可に係る手数料の収入に関する事 務	所属職員	

建築指導課	建築指導課 長	建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認等、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく宅地造成の許可、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく許可等及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく認定に係る手数料並びに開発登録簿の写しの交付に係る手数料の収入に関する事務	所属職員	を
-------	------------	--	------	---

建築指導課	建築指導課 長	建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認等、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく許可等、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく認定等及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく認定に係る手数料並びに開発登録簿の写しの交付に係る手数料の収入に関する事務	所属職員	に
-------	------------	---	------	---

改める。

別表第1の2中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別表第2中「給与（報酬）及び児童手当支出調書」を「給与（報酬）及び子ども手当支出調書」に、「給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証」を「給与（報酬）及び子ども手当前渡金請求及び領収証」に、「給与及び児童手当支給別明細書」を「給与及び子ども手当支給別明細書」に改める。

様式第41号の1中「給与（報酬）及び児童手当支出調書」を「給与（報酬）及び子ども手当支出調書」に改める。

様式第41号の2中「給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証」を「給与（報酬）及び子ども手当前渡金請求及び領収証」に、「児童手当」を「子ども手当」に改める。

様式第41号の3中「給与及び児童手当支給別明細書」を「給与及び子ども手当支給別明細書」に、「児童手当」を「子ども手当」に改める。

様式第41条の5中「給与（報酬）及び児童手当領収証」を「給与（報酬）及び子ども手当領収証」に、「給与及び児童手当支給別明細書」を「給与及び子ども手当支給別明細書」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第19号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「800万円」を「600万円」に改め、同条第3項第1号中「10分の9」を「10分の9.5」に改める。

第15条第1項中「800万円」を「600万円」に改め、同条第2項第1号中「10分の9」を「10分の9.5」に改める。

第39条第1項第3号中「玉川図書館」を「金沢西部図書館開設準備室、玉川図書館」に改める。

第49条第3項第1号中「第7条の2第6項」を「第7条の2第7項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市契約規則（以下「新規則」という。）第14条及び第15条（これらの規定を新規則第21条において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、施行日前に公告した一般競争入札及び

入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第20号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎1号の項を次のように改める。

東京公舎1号	東京都新宿区富久町9番11号	17,442円
--------	----------------	---------

別表第1東京公舎3号の項中「21,870円」を「20,466円」に改め、同表東京公舎5号の項中「18,309円」を「17,442円」に改め、同表に次のように加える。

東京公舎4号	金沢市笠舞本町2丁目6番3号	25,596円
--------	----------------	---------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第21号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第30号様式その2中

課 税 標 準	総 所 得 ③				
	分 離 短 期 譲 渡				
	分 離 長 期 譲 渡				
	山 林 所 得				
	株 式 等 の 譲 渡				
	先 物 取 引				

を

課
税
標
準

総 所 得 ③				
山 林 所 得				
分 離 短 期 譲 渡				
分 離 長 期 譲 渡				
株 式 等 の 譲 渡				
上 場 株 式 等 の 配 当				
先 物 取 引				

に改める。

第35号様式その1第2葉（表）中「先物取引」を「上場株式の配当等」に改め、同様式その2第2葉

（表）を次のように改める。

第2葉

(表)

年度 市民税・県民税 税額決定 納 税 通知書		あなたの税額を次のとおり決定したので、地方税法第41条及び第319条の2の規定によって通知します。					
賦課期日現在の住所		下記の納付額を、納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。					
		年 月 日					
		様 金沢市長 印					
所得割	区 分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号	
	総所得金額						
	山林所得金額					市民税均等割額 ⑨	
	短期譲渡					県民税均等割額 ⑩	
	長期譲渡					市民税及び県民税の合計税額(⑧+⑩) ⑪ 円	
	株式等譲渡					給与からの特別徴収税額及び既納付税額 ⑫ 円	
	先物取引					普通徴収の方法によって徴収する額(⑬-⑭) ⑬ 円	
	小 計 ①					配当割額等控除不足額 ⑭ 円	
	調整控除 ②					⑬に係る充当額 ⑮ 円	
	配当控除等 ③					この納税通知書で納める税額(⑬-⑮) 円	
住宅借入金等控除 ④					納 付 額		
寄附金控除 ⑤							納 期 限
定率控除等 ⑥					随時		
配当割額控除等 ⑦							年 月 日
計 ⑧					円		

第35号様式その3第2葉(表)中 「先物取引」を「上場株式の配当等」に改め、同様式その4第1葉中

課税標準額	総 所 得	分 離 短 期 譲 渡	分 離 長 期 譲 渡	山 林 ・ 株 式 譲 渡 等	を
	円	円	円	円	

課税標準額	総 所 得	分 離 短 期 譲 渡	分 離 長 期 譲 渡	山 林 ・ 株 式 譲 渡 ・ 上 場 株 式 の 配 当 等	に
	円	円	円	円	

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第30号様式は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による特別徴収税額の決定・変更通知書等は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)